

現在の感 染拡大警 戒レベル	カテゴリ		人					行動	施設	
	感染 拡大警 戒レ ベル (※1)	拡大局面	授業	学生	教員	職員	学外者 の訪問	課外活動等 の実施	学外への 施設の貸出 (※3)	
	I		個人の基本的感染防止策(マスク着用、三密回避、黙食等)や換気の励行を条件として、通常どおりとする。 ただし、必要に応じて別途、感染防止対策を要請することがある。							
	II	流行再発期	対面授業を基本とし、 受講人数等により遠隔 授業も行う。	感染防止対策を十分に 施した上で、学内施設 への入館を認める。	感染防止対策を十分に 施した上で学内での勤 務を認める。		時差出勤等の就業配慮 制度を運用した上で、 通常勤務を要請する。	感染対策を十分に施し ている者に限り、認め る。	感染対策基準(※2)を踏 まえた活動計画を提出 し、許可された団体に 限り、活動を認める。	貸出先が感染対策基準 (※2)を満たすことを条 件に貸出を認める。
	III	流行拡大期	経過観察期	対面授業と遠隔授業を 組み合わせて実施す る。	感染防止対策を十分に 施した上で、学内施設 への入館を認めるが、 状況に応じて制限す る。	感染防止対策を十分に 施した上で学内での勤 務を認める。		業務上必要性が高く、 感染対策を十分に施し ている者に限り、認め る。	感染対策基準(※2)を踏 まえた活動計画を提出 し、許可された団体に 限り、活動を認めるが、 状況に応じて禁止す る。	貸出先が感染対策基準 (※2)を満たすことを条 件に貸出を認めるが、 状況に応じて取消しを 求める。
	IV	蔓延警戒期		原則、遠隔授業とする が、対面授業を実施す る必要性が高い場合に 限り、これを認める。	大学が認める活動等に 関わる学生に限り、学 内施設への入館を認め る。	学内にて教育・研究活 動を行う必要性が高い 場合に限り、学内での 勤務を認める。	原則、交代制による勤 務を要請する。	原則、禁止する。	原則、禁止する。	原則、禁止する。
	V	蔓延期		全てを遠隔授業で実施 する。	学内施設への入館を禁 止する。	学内での勤務を禁止す る。	原則、事務室での勤務 を禁止する。	禁止する。	禁止する。	禁止する。

(※1) 以下の表を目安とし、福岡市及びその周辺地域や本学における感染状況、学年層等を総合的に判断してレベルを設定する。

レベルⅠ	新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について、セルフケア中心の感染防止対策のみで対応できると判断できる状況
レベルⅡ	福岡市及びその周辺地域や本学における感染拡大が確認できる状況、または「福岡コロナ警報」が発令されている状況
レベルⅢ	「福岡コロナ特別警報」や福岡県や周辺地域に「まん延防止等重点措置」が発令されている状況
レベルⅣ	福岡県に「緊急事態宣言」が発令されている状況、または福岡県内の医療体制がひっ迫またはその恐れがある状況
レベルⅤ	福岡県に「緊急事態宣言」が発令されていて、かつ福岡市や周辺地域において医療崩壊が発生またはその恐れがある状況

(※2) 感染対策基準は別に定め、各部署に備え置く。

(※3) 貸出の新規の受付にあたっては、レベルに関わらず、感染拡大に伴うレベル変更により貸し出しできなくなる可能性もありうる旨を伝えた上で、了承した場合に限り、受付を認める。

(共通) 各レベルにおけるBCPに基づく業務は、別途考慮することとする。